

子メーターの有効期限確認について

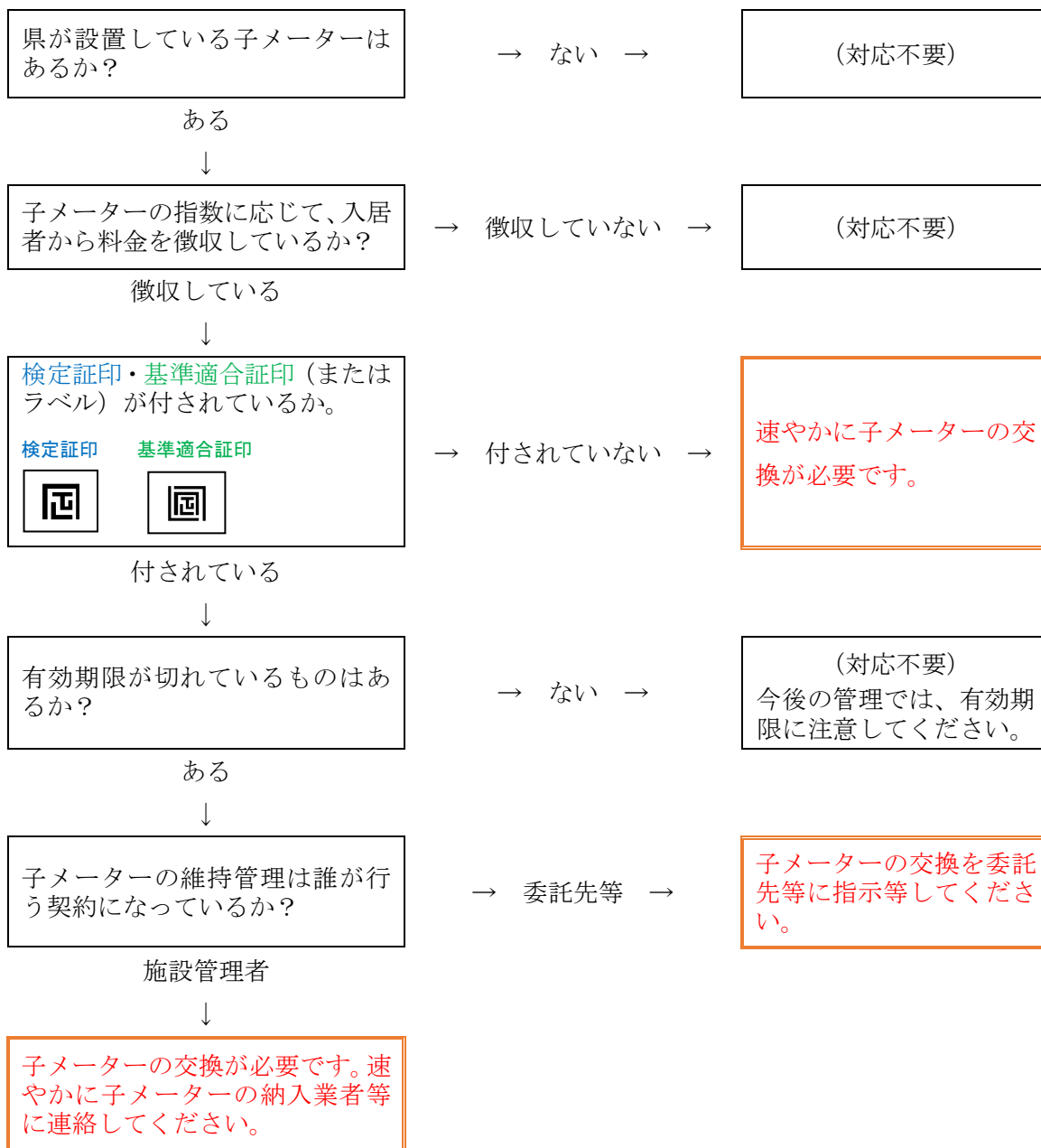
1. 確認を要するもの

水道メーター、ガスメーター、電気計器、灯油等燃料油メーターのうち、供給事業者が設置したメーター（＝親メーター）以外のもの。

具体的には、建物（集合住宅や大型施設等）の所有者又は管理者が入居者や店舗等から料金を徴収する等の目的のために設置したメーター（＝子メーター）です。

これら子メーターも、親メーターと同様に計量法の規定により検定に合格し、有効期限内であるものを使用しなければなりません。

2. 確認フロー図



水道メーター



有効期限(和暦表示の例)

水道メーター事例



電気計器(メーター)

単独メーターの場合



2019年以降に検定を受けたもの



有効期限
2029年2月を示す

2018年以前に検定を受けたもの



有効期限
平成38年4月を示す

変成器付計器の場合



2019年以降に検定を受けたもの



有効期限
2026年1月を示す

2018年以前に検定を受けたもの



有効期限
平成35年8月を示す

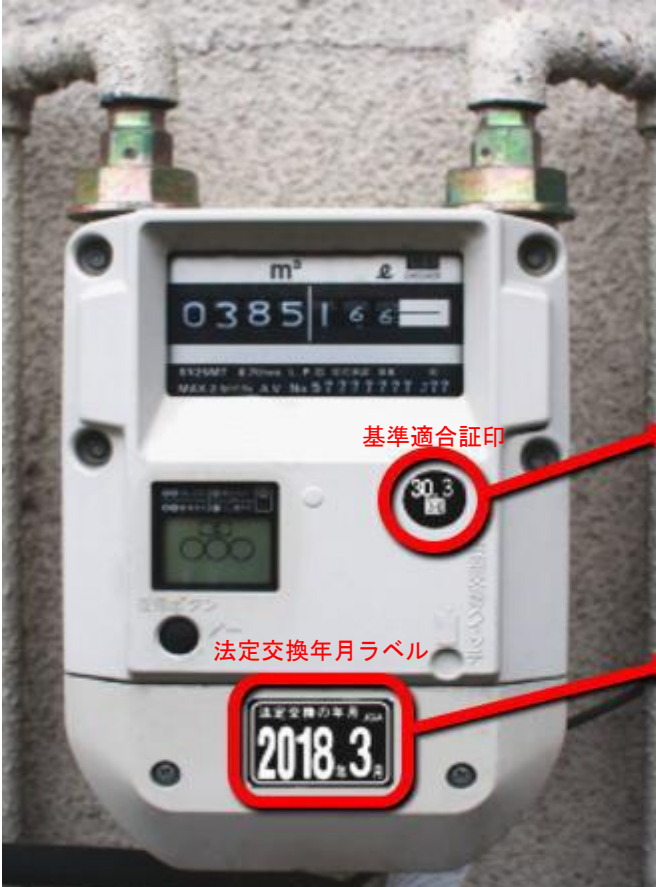
有効期限(和暦表示の例)

電気計器子メーター事例



基準適合証印

ガスメーター(LPG用)



基準適合証印

法定交換年月ラベル

この丸いラベルの日付を確認します。
数字は、有効期限を和暦で表示しています。
有効期限が「平成 30 年 3 月」の例です。

このラベルは確認不用です。
納入業者によって貼付が無い場合があります。
また、和暦等標記が異なる場合があります。

(注) ここに表示しているメーターは、有効期限を確認する例であり、特定の製造メーカー等を示すものではありません。

有効期限(和暦表示の例)

ガスメーター事例(都市ガス用)

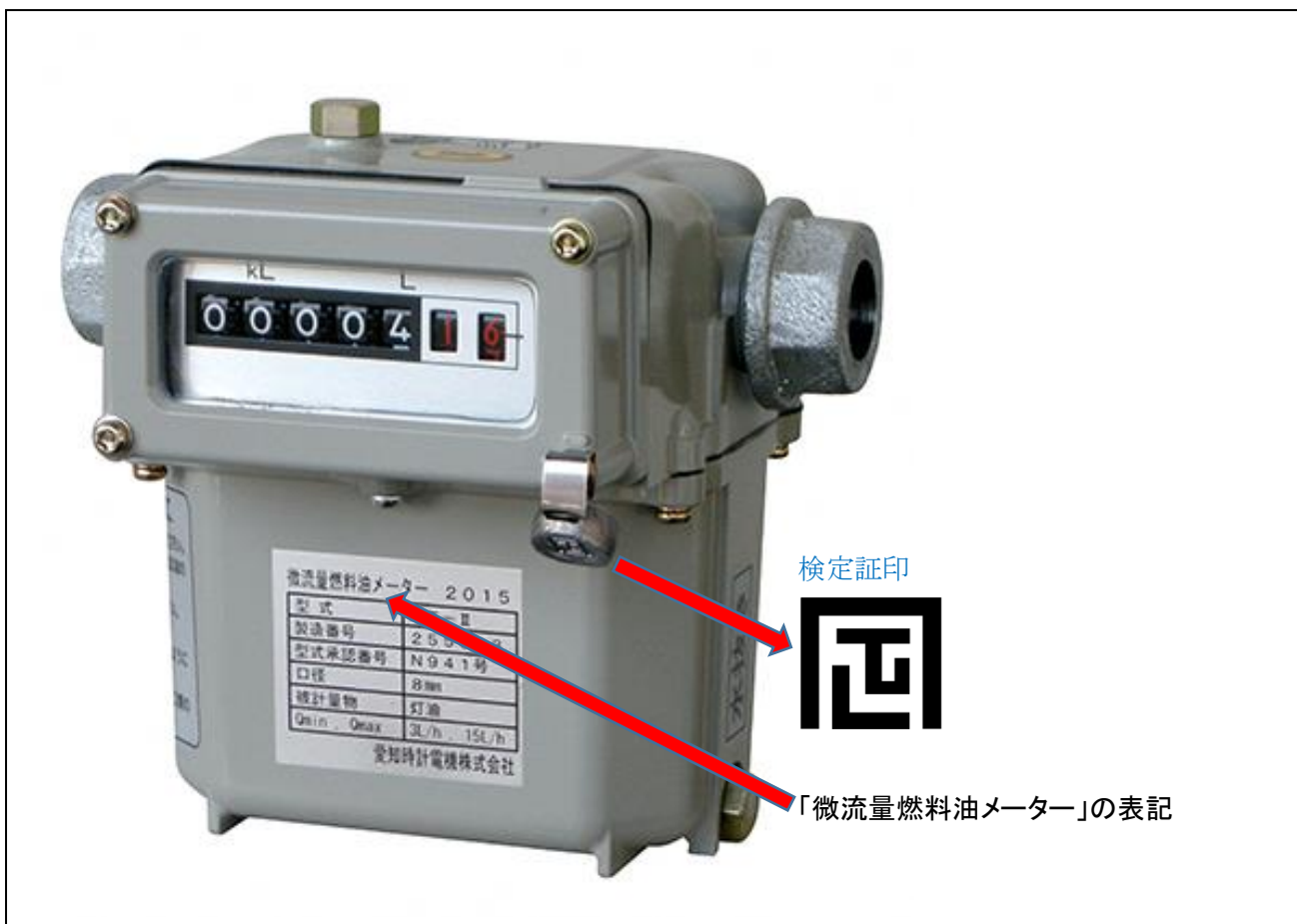


ガスメーターを上から見た写真

基準適合証印

※**都市ガス用メーター**は、ガスメーター上面に有効期限表記の丸いラベルを貼付してある場合があります。また、法定交換年月の表記は、ラベルではなくガスメーターに直接、数字表記している場合があります。(例 有効期限 40.03 に対し、法定交換年月として「40 03」を表記)

灯油メーター（燃料油メーター）



灯油メーター（燃料油メーター）のうち、上記のように「微量燃料油メーター」と表記されるメーターは、有効期限がありません。従って有効期限を示す年月表記は有りません。

※上記の「微量燃料油メーター」は有効期限がありませんので、検定証印・基準適合証印が付されているメーターであれば使用可能です。

これ以外の灯油メーターで有効期限の表記があるものはその期限内使用を遵守してください。

参考ホームページ

水道メーター：JMS株式会社

JMS住設コラム・お役立ち情報

<https://jms2015.com/exchange-of-water-meter>

電気計器：日本電気計器検定所

電気メーター「くらしと検定」

<https://www.jemic.go.jp/kihon/kk11.pdf>

電気メーター有効期限

<https://www.jemic.go.jp/kihon/kk22.pdf>

ガスメーター：日本ガスメーター工業会

日本ガスメーター工業会

<https://www.jgia.gr.jp/riyo/lp/miconlimit-lp/>